

## 地区社会福祉協議会とは

地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」と言います)は、市社協のように法律に規定された組織ではなく、地域住民が中心となって地域の福祉課題の解決に向けた最善の方策や支え合いの『福祉のまちづくり』の実現に向けて、さまざまな福祉活動を展開している任意の団体です。地区社協は、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等の方々や学校関係、児重・障がい・高齢者関係の社会福祉施設等の各機関などさまざまな組織や団体、個人等によって構成されています。宇都宮市内に39地区社協が組織され、市内を5ブロックに分けています。

## 地区福祉のまちづくり計画とは

地区の福祉課題を把握し、その解決のために今後どのような活動に取り組んでいくのか、また将来を見据えて「福祉のまちづくり」をどのようにすれば実現できるのかを、地区の皆さんで話し合い、中期的(3～5年程度)にまとめる計画です。

各地区において、地区福祉のまちづくり計画の策定が完了しましたら、随時掲載しています。

策定が完了している地域

- ・瑞穂野地区(令和5年度)
- ・陽南地区(令和6年度)
- ・河内地区(令和6年度)

